

# 第 1 章

## プランの基本的な考え方



## 第1章 プランの基本的な考え方

### 1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

その実現に向けて北茨城市では、平成15年3月に「きたいばらき男女共同参画プラン」を策定し、平成24年度までの10年の期間の中で様々な取り組みを進めてきました。しかし、この間にも、少子高齢化が顕著に進み、核家族、ひとり親世帯、単身世帯の増加といった社会情勢等の変化により、育児や介護の負担が増すなどのさまざまな課題が生じています。

特に、女性に対しては、「慣習や制度による生き方の制限」、「就労の分野での不利益」、「親しい人からの暴力被害」といった差別や偏見がぬぐいきれていない状況にあります。

これらの様々な課題を解決するため、北茨城市に住む一人ひとりが誇りを持ち、「わたしらしく笑顔で生きる」ことができる魅力ある社会（男女共同参画社会）をつくっていかねばなりません。

国では、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、新たな計画に基づく取り組みが進められています。

本市においても、現行プランで、優先的に取り組んできた「男女平等を推進する教育展開」や「啓発活動」等を引き続き推進し、一人ひとりの男女共同参画への意識づくりに取り組んでいく必要があると考えています。

誰にとっても過ごしやすい社会、一人ひとりがいきいきと自分らしく輝けるまちとなる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、学校、企業、家族が一体となって推進する施策、基本的方向性を示す指針として「第2次きたいばらき男女共同参画プラン」を策定します。



## 2 基本理念と目標

### (1) プランの基本理念

男女があらゆる分野において、互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく制度や慣習等の課題が依然として存在しており、男女共同参画社会の実現には、なお一層、この課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

今後、北茨城市では、国の男女共同参画基本計画及び茨城県の男女共同参画基本計画との整合性を図り、一体的に男女共同参画社会づくりを目指していきます。

また、女性も男性も一人の人間として認め合い、支え合い、強い絆で結ばれ、共にいきいき笑顔にあふれた男女共同参画社会を目指します。

そして、この計画のテーマを「～みとめ合い・ささえ合う <sup>ひと ひと</sup>強い絆の女と男～」とします。

#### 5 本 の 基 本 理 念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等に立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調



市と市民と事業者等の協働による取り組み



～みとめ合い・ささえ合う <sup>ひと ひと</sup>強い絆の女と男～



## (2) プランの目標

第2次きたいばらき男女共同参画プランにおいては、プランの基本理念に沿って、男女共同参画社会を実現するために、4つの基本目標を軸に展開していきます。

基本目標Ⅰ 思いやりから平等意識を育みましょう  
【男女平等の意識づくり】

基本目標Ⅱ 一人ひとりがあらゆる分野へ参画しましょう  
【男女共同参画の社会づくり】

基本目標Ⅲ 健やかに心豊かにくらしましょう  
【健康の促進と福祉の環境づくり】

基本目標Ⅳ いきいきと協働し輝きましょう  
【仕事と家庭の両立への環境づくり】

4つの基本目標に沿って、市民が、伸びやかに、いきいきと個性と能力を発揮しながら社会生活を送ることは、心豊かで幸せな人生を送るために必要です。

「～みとめ合い・ささえ合う <sup>ひとひと</sup>強い絆の女と男～」をテーマに、市、市民、事業所等が共に力を合わせ、協働により男女共同参画のあるべきすがたを実現できるよう、夢あふれる地域の未来を目指します。





(3) プランの性格と位置づけ

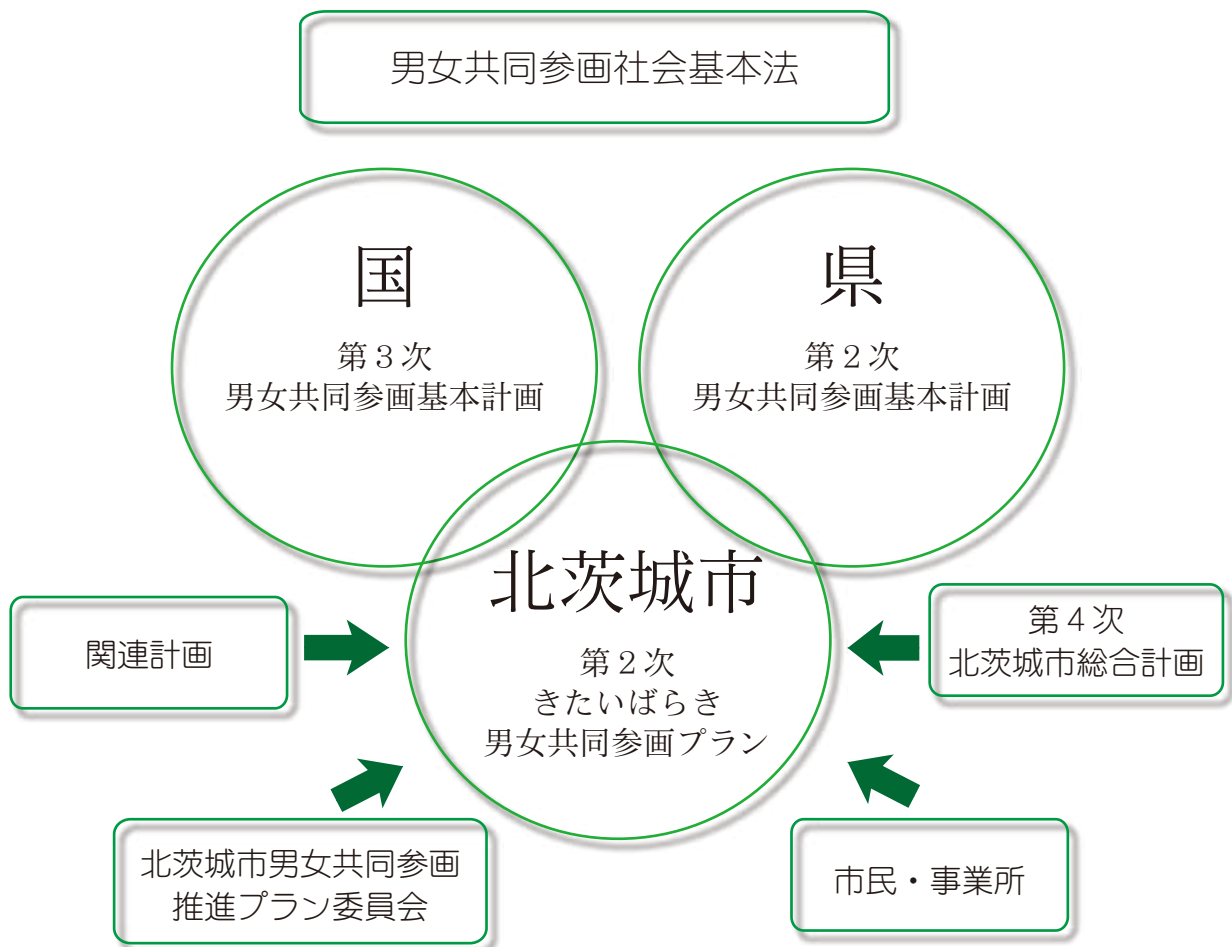
本市の男女共同参画の施策を総合的、計画的に進めていくには、施策の方向性を計画的体系的に整理されたものを示さなければなりません。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性を図ります。

また、他の法令との整合を図り、市の総合計画など関連する諸計画と連携を図りながら推進し、市、市民、事業等が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。

北茨城市は、「第2次きたいばらき男女共同参画推進プラン」を男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画と位置づけます。

【 第2次きたいばらき男女共同参画プランの関係図 】





(4) プランの期間

「第2次きたいばらき男女共同参画プラン」の期間は、平成25年度から平成29年度とします。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
国		第1次			第2次				第3次																
県		第1次						第2次																	
市			第1次					第2次																	

「第2次きたいばらき男女共同参画プラン」は、上記のとおり、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいきばらきハーモニープラン」との整合性を図ることから、平成29年度に見直しを行います。

